

**佐藤浩雄委員**

◆**佐藤浩雄**委員 最初に、平成 21 年度地方財政計画についてお伺いいたします。アメリカのサブプライムローンに端を発した世界恐慌が発生して、一斉に生産調整が始まって、派遣切りと称される解雇が横行していますし、経済は一挙に悪化しております。わが県の経済指数にしても、ならくの底というような状況ですし、経済誌には世界恐慌という言葉が乱舞しているような状況です。100 年に一度の恐慌、戦後最悪の経済と言われていました。今、世界は史上空前の経済対策を発動しているわけで、その規模は 466 兆円とも言われています。しかし、世界経済が受けた損失は約 4,000 兆円とも言われておりました、アメリカ経済だけでも 1,000 兆円を超えているとも言われています。経済専門誌を見ると、500 兆円レベルの財政出動では、ほとんど効かないというような書き方です。日本国内の実体経済のいちばん底を支えているのは地方経済で、なおかつ地方財政計画によって、それが支えられていると私は考えています。そこで問題なのは、平成 21 年度地方財政計画の規模を見ますと約 82 兆 5,600 億円ということです。対前年度比約 8,500 億円、約 1 パーセントのマイナスになっております。これでは、100 年に一度の事態の対策にはなっていないのではないかと。特に財源不足が約 10 兆 4,700 億円にもなっています、地方財政計画の規模としては、有効な経済対策とは言えないのではないかと。麻生内閣は政局よりも経済対策だということで、いろいろ言っていますけれども、このような地方財政計画では、言っていることとやっていることがあべこべの状況だと私は思うのです。したがって、本当に恐慌に対処するのであれば、十分な規模の地方財政計画に改めるべきだと考えているのですが、知事はどういうふうに見て止めていますか。

**知事**

◎知事 ぴったり意見が一致したということでございます。これは、いわゆる骨太の方針 2006 を引きずったのです。地方財政計画については、やはりこの経済情勢に合わせて機敏な対応を執るべきだったと私は考えております。

**佐藤浩雄委員**

◆**佐藤浩雄**委員 本当にこういうときのために政府があるわけですから、経済安定機能や所得再配分機能、資源配分機能を発揮して、この恐慌を押し返さなければならない。しかし、残念なことに今の麻生内閣は混迷を続けているという状況で、有効な経済対策を打てないのではないかと。まして 10 パーセント程度の支持率では、打ち出す政策そのものも支持されないのではないかと。今こそ政策の信頼性が必要なときです。しかも、先ほど円の下落の話が出ていましたが、あれが起きたのは、中川元外務大臣が G7 財務大臣・中央銀行総裁会議に行ってからです。株価がたがたと落ちて、さらに円も下落を続けているということは、日本の政策、政府に対して、マーケットも全然信用していないということを証明しているわけです。いい意味で円安になったのなら分かります。株価が上がって円安になるのはいいことだと思いますが、その逆になっているわけです。こういう状況の中で有効な政策を打てない政治、政策のタイムラグというものがあって、これから追加の補正予算が決まっても効果が表れるには大変な時間がかかります。知事も、ホッチキス留めの対策だ、いわゆる真水はない、有効需要を作り出すには不十分ではないかと御答弁されています。地方の経済をしっかりと支える地方財政計画を作成すべきではないかと国に反省を求めて、抜本的な改革を迫るべきだと私は思うのです。知事の御決意をもう一度お聞きしたいと思います。

**知事**

◎知事 秋に向けた追加補正が、ぜひとも必要だというふうに思っています。私もさまざまところで働きかけをいたしております。県民生活が安定をするように最大限努力をしてまいりたいと考えており

ます。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。次に、地方財源の充実・確保についてお伺いします。平成 21 年度の国家予算の規模は 88 兆 5,480 億円で対前年度比 6.6 パーセントの増になっています。一方、地方財政計画は今ほど言ったように約 82 兆 5,600 億円で対前年度比マイナス1パーセントです。私は、この差が現在の地方財政対策の在り方を象徴するものと見ていますし、こうした国と地方の差がこれから大きな経済上の問題になってくると思います。したがって、地方財源の充実・確保をしっかりと求めていかないと大変な事態になるのではないか。世界恐慌というか、経済恐慌による法人税関係の大幅な落ち込みによって、平成 21 年度地方財政計画では、地方税が対前年度比で4兆 2,843 億円減額のマイナス 10.6 パーセント、また地方交付税を見ますと、法定五税分だけでも2兆 6,328 億円減額のマイナス 18.2 パーセントという大幅な減額です。そこへ麻生内閣が宣伝している生活防衛のための緊急対策1兆円とか、臨時財政対策債2兆 5,500 億円、あるいは地方交付税法附則第4条の2第2項とか、第4条の2第3項の規定によるものを追加しても 16 兆 1,113 億円にしかありません。そこから地方交付税特別会計の借入金等利子充当分等を差し引くと、総額は 15 兆 8,202 億円ということで、全体としては 2.7 パーセントの増加にすぎません。一方、地方債は地方の財源不足を補うために、臨時財政対策債の増加によって対前年度比2兆 2,274 億円増額の 23.2 パーセントという大幅な増額になっているわけです。今、地方経済と地方財政の危機を回避するには、地方財源の充実・確保をしなければならないと思うのです。平成 21 年度の地方交付税は 15 兆 8,000 億円になったと言って盛んに宣伝していますがけれども、確かに最悪の前年度よりは 4,000 億円は増えていますけれども、三位一体改革で5兆 1,000 億円も減らしているわけです。そこから見れば、全く問題にならない数字です。しかも、臨時財政対策債を発行して、その全額を後年度の基準財政需要額に算入をするということであれば、地方財政をまた圧迫することになるわけです。何の反省もなくやっているわけです。これを改善するには、抜本的な地方財政を充実・確保して、極端に言えば、国税すべてを地方税に変えて、そして逆交付するぐらいの大胆なことを考えなければ、地方は生きていけません。ぜひ、そういう意味で、地方財源の充実・確保を国に対して求めていくべきだと思うのですけれども、知事はどうでしょうか。

## 知事

◎知事 これも意見が一致をいたしました。これは斎藤議員の一般質問でもお答えしたのですが、将来的には、ドイツの共同税のような主要な税として、これを地方が集めて必要なお金を中央に渡すということをやっていくべきではないか。やはり近接補完の原理、いちばん住民に近い自治体ができるだけ物事を決められる体制にしていく。基礎自治体ができないものを広域自治体がサポートする。国がやるべきものを国がやるという形で、責任と役割をしっかりと分担をする。それに見合う財政政策を作っていく必要があると。戦後、長い時間がたちました。さまざまなきしみが出ていると。抜本的に日本の制度の在り方を見直す時期に来ていると考えます。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 ありがとうございます。意見は一致しましたので、次にわが県の平成 21 年度予算と財政健全化についてお伺いいたします。わが県の平成 21 年度当初予算は1兆 2,185 億円、対前年度比 351 億円増のプラス3パーセントの積極型予算と称されています。しかし、わが県の過去 10 年間の当初予算規模を見ますと、平成 14 年度以前は1兆 3,000 億円を切ることはなかったのです。平成 15 年度も1兆 3,000 億円に極めて近い数字ですから、平成 21 年度予算を積極型と言うには、どうも評価の対象から外れるような気がするのです。投資的経費を見ても、平成 8 年度は 6,475 億円、47.58 パーセントを投資的経費に使っているわけです。それからすると、平成 21 年度予算は決して積極型予算などと評価されるものではないという感じがするのです。知事は、財政出動は有効需要を作り出す、ばらまきは効果がないというのは認識に誤りがあるのではないかと答えています。また、日本の国・地方の会計は膨大な赤字であるけれども、民間は膨大な黒字もしくは膨

大な資産を持っているので心配ないというお答えですから、典型的な県の考え方だなとも思っています。今、100年に一度の世界的な恐慌ですから、わが県の鉱工業指数も落ちてきていますし、自動車の登録台数も落ちています。こういう状況の中で、2月16日に内閣府の発表した平成20年10-12月期四半期の国内総生産(GDP)速報値では、年率換算でGDPギャップがマイナス12.7です。その後の2次速報では、同じ10-12月期四半期のGDPギャップは対前年同期比4.3ですから、単純に考えてマイナス17.2ぐらいに年率換算で落ちているわけです。こういう状況から推察すると、わが県のGDPは10兆円程度ですから、単純に考えれば1兆円以上落ちることになると思います。今までの知事の御答弁からすれば、1兆円の需要が落ちたのですから、1兆円の公的資金ということで、1兆円ぐらい県債を発行して、2兆2,000億円ぐらいの予算を組んで景気対策をするというのが知事の考え方かなと思います。財政の安全性や持続性のことも考えて半分にしても、県債は5,000億円で1兆7,000億円規模の予算を組むことになるのかなと。知事はわが県の需要不足を5,300億円だと言うわけですから、ぴたっと合っているのです、偶然ね。そういうことからすると、知事の考え方からすれば、そういうことがぴたっと合うだけに、知事の積極的な考えを保障するのが県政だと思うのです。ところが、残念なことにわが県の財政も財政健全化ということから見れば、大変遅れた状況、危機的な状況になっていて、公債費負担比率とか経常収支比率を見ると、平成6年度はそれぞれ15.0、76.1ですが、平成19年度は27.2、99.5でしたでしょうか。財政調整基金は今36億円ですか、これは、どこかの市町村レベルの数字です。そういう状況になってしまっているものですから、知事が言っている5,300億円の需要不足を埋めるような財政ではないということです。そこで、お伺いしますが、まず第一に平成21年度予算は積極型予算と言っていますけれども、現在の危機的な財政状況を反映して、わずか3パーセント増の予算でしかなく、知事の考え方からすれば極めて不十分な予算ではないかなと。逆に言えば、財政が健全でなければ十分な景気対策もできないということを証明していると思うのです。こうした状況や経験を踏まえて、知事は財政健全化の必要性について、いろいろ考えていると思うのですが、どう考えておられるのかをお伺いします。

## 知事

◎知事 平成21年度当初予算で3パーセントの増、350億円というのは、財政が不健全だから伸ばせなかったということではありません。これは地方財政計画が事実上のシーリングになっています。現在の地方財政の制度上、自治体に裁量の枠がないということで、これしか伸ばせないというだけの話であって、財政が健全かどうかという話とは全く関係がないところで予算が決まるということになります。こうしたことから、きちんとしたマクロで対策を執るためには、やはり政府が規制を外すか、若しくはちゃんとした経済対策を打つということが必要でありますので、政府に対して補正予算、財政対策を要望したわけです。併せて金融対策も必要ですが、日本銀行に対しても金融政策の適切な発動ということを要望したわけでございます。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 確かに地方財政計画については、最初にお互いが合意したように、問題にならない数字だと思います。したがって、枠がはめられているという話は分かります。ただ問題は、そういうものを全部無視してやれるかということ。わが県の財政についても、積極財政と言えるのは給付金ぐらいですか。基金は全部で274億円しか残らないという状況を見ていると、まさに恐慌や災害が起きても、県財政が経済安定化機能を発揮して、雇用対策といったものを全部できる体制にはないと私は思うのです。平成21年度当初予算には新規事業がたくさんあります。そういう意味では、職員の皆さんが一生懸命やっているということは分かるのですけれども、例えば障害者職場実習支援事業は144万円、中心市街地活性化協議会設置などの支援事業が100万円です。このような数字を見ていると、県の予算としては規模が小さいものですから、知事の言われている有効需要やいわゆる真水といった効果が表れるのかなと。どこかの新聞でモデル行政という批判も出ているように、どこまで経済的効果があるのか。もちろん政策すべてに経済効果がなければだめだと言っているわけではありません。そういう意味からすると、知事の言う5,300億円の需要不足の新潟県の経済危機を打開していくためには、こういった制限によって思う存分の活動というか、財政政策をやれなかったのではないかと。それだけに健全な財政に対する決意を持っておられるのではないかと。特に今、新規予算



を組んだばかりですので、そういった点について、もう一度お伺いしたいと思います。

## 総務管理部長

◎知事 財政運営につきましては、今回可能な対策を精いっぱい実施して、お諮りしているところがあります。追加の対策は必要であると認識をいたしておりますので、政府及び日本銀行に対して要請を行ったところがあります。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 それでは、話を進めます。今、世界でいちばん楽天的な麻生首相ですら、景気回復に3年はかかると言っておられます。現在の世界的な恐慌が1990年代の日本のように10年も続き、失われた10年が再現されるような事態が起こると十分に予測されます。その場合、基金は270億円しかないわけですから、公債費に頼らざるをえないということで、公債費は増加して、法人税関係の収入はどんどん減少を続けるということになっていくと思うのです。そうすると、わが県の財政力はもともと弱いわけですから、そうなったときのことを十分に考えておかなければならない。そういったときの財政運営については、知事はどのようにお考えですか。

## 総務管理部長

◎知事 財政運営につきましては、先ほどから申し上げているとおり、地方財政は中央のコントロール下にあります。したがって、国の制度が変われば、将来の見通しが変わっていくという構造になっています。かりに現在の制度ということ的前提にして財政運営を致した場合に、実質収支の黒字を当面維持できる財政運営計画をお示しているところがあります。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 財政運営計画を見せていただきましたけれども、あの数字でやっていった場合、税収が今のように落ちていったら対応しきれなくなると思いますよ。だから、地方財政計画を決めている国家に対しても、税源移譲を含めてきちんと迫らなければならないと思います。期待していますので、ぜひやっていただきたいと思います。そして、国に対してそういうことを迫る以上、地方自治体自身もしっかりしていかなければならない。アメリカではオバマ政権が誕生しましたが、金融財政政策ということで1兆5,190億ドルの財政出動をやっていると思うのです。しかし、一方では任期中に財政赤字を半減すると、単年度の財政赤字をGDPの3パーセントを目標に設定すると宣言しています。また、リカードの中立命題などもあって、財政が健全でなければ、せっかく出動した景気対策も効果がない。財政の安心感、信頼感がないと経済政策の効果そのものがなくなります。そういうことからすれば、やはり財政というのは、100年に一度のこういう事態に全面的に展開できるように安全性を保たなければならないのだと思うのです。国家は違いますけれども、私たちも一定の目標、ルールを持って、異常な事態は個別に対応すればいいのですけれども、通常はそういう目標を持った財政運営をしていくべきだろうと思うのです。そういう意味で、私たちが自分自身で自己決定、自己責任においてやれるような財政健全化条例を作っていくべきだと。こういう機会だからこそ検討して、財政出動が本当に効くようにやっておくべきだと思っているのですが、知事はどうですか。

## 総務管理部長

◎総務管理部長 財政健全化条例の制定についてであります。これまでもお答えしたとおり、県財政の運営は経済状況や地方財政対策など多くの要素に左右されますことから、確定的な将来試算

は困難であり、固定的な中長期の目標や、その実現に向けたルールの設定に大きな意味はないものと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 どうも総務管理部長が出てくると、意見が合わなくなるんですよ。そんなことないです。以前も言いましたけれども、ほかの地方自治体できちんと財政健全化条例、例えば地方債残高を返済可能金額で割って12年という償還可能年数の財政健全基準を作っている自治体だってあるではないですか。それは日本国内のことですよ。だから、意味がないということはないですよ。私は20年でいいと思っていますけれども、そういうことなども踏まえて、ぜひ検討していただきたいと思います。ぜひやっていただきたいと要望しておきます。次に、国直轄事業負担金についてですが、ほとんどの方が触れているのですけれども、もう一度お願いします。知事が提起されました北陸新幹線の建設負担金問題が大きな政治問題になっています。今までの説明で大体分かりましたが、新幹線建設費に係る地方負担の起債の約半分は地方交付税で措置されるということも十分考慮して、知事は御発言されているのだろうと理解しています。ただ、道路事業などの国直轄事業中央負担分については、すでに地方分権改革の中で大きな問題として議論されてきています。今回、知事の発言をきっかけにして大きな問題になって、6団体でしたか、全国知事会でしたかで、対策会議を設置して、みんなでやっていこうということはいいことだと思います。そういう意味で、知事の発言は非常にインセンティブがあって、素晴らしい発言だったと評価いたします。具体的に知事自身としては、どのようなやり方でこれらを改善していこうとしておられるのか。国会議員に動いてもらうとか、いろいろ聞いていますが、もう一歩進んだ考え方はありませんか。

## 知事

◎知事 これまでお答えをしたとおりであります。地方と中央の役割分担を明確にして、そしてまた、住民の皆さんのための行政サービスの優先順位を間違えないように、しっかりと提供できるような仕組みづくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 これはどうしても解決しなければならない大きな問題だと思いますので、ぜひ中央の皆さんやほかの団体とも力を合わせて、よろしくをお願いします。次に、地方交付税についてお伺いします。地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少し、そういう中で経費削減を徹底的にやりましたけれども、公債費が依然として高水準で、社会保障関係の予算が自然増になっている。そんな関係で10兆4,664億円の財源不足が発生し、平成8年度以来、14年間連続して財源不足を生じることになったと。その財源不足を、先ほども言ったように、国と地方が折半して補てんすることとし、地方の方は臨時財政対策債で補てんをして、後年度の地方交付税の基準財政需要額が増えるというふうになっています。確かに、臨時財政対策債分も入れれば地方交付税は21兆円ぐらいになるということですが、この5兆1,000億円の臨時財政対策債も簡単に言えば後年度の借金です。今現在約33兆円あって、今年も利息だけで5,000億円ぐらい返しているわけです。33兆円の借金があるだけでも破綻(はたん)状態ではないか。地方交付税法の額というのは3年間の平均値だと思いますので、実質的には16年間続いているわけです。16年間も地方交付税の財源が不足していて、法定五税の税率も変えていない。そういうことを繰り返しているというのは、やはり異常なことを続けているとしか言いようがないと、私は思うのです。法律を守らなければならない公務員がこういうことを平然と続けていると。また政治がそれをやらせているなども考えます。地方交付税をこういう状態に放置しておけば、地方の借金が増えていだけなんです。やはり抜本的な改革を国に働きかける時期に来ていると思いますので、知事の御決意をお伺いしたいと思います。

## 知事

◎知事 この地方交付税の問題については、委員御指摘のとおりであります。これが社会問題になぜならないのかということも考えなければいけないと思います。国の制度の仕組みをすべての国民の皆さんに説明をすることも、やはり相当難しいということだと思っています。委員の支持者に今のお話を、どの程度御理解を頂けるかということだと思っています。議場では言われていると思いますが、果たして支持者や周りの人に言われているのでしょうか。これは世論が盛り上がらないといけないということだと思っています。残念ながら、この議場の中で議論をしていることが日本全体の多数意見になっていないがために、総務省と財務省の折衝の中で、総務省が力負けをしているということではないでしょうか。さらに、霞が関の構造の中で申し上げますと、総務省対財務省ではないのですよね。財務省プラス他省庁対総務省なのです。国のそれぞれの財源を守りたい人と財務省は一体です。総務省だけが地方財政を何とかしてくれと言っても、なかなか実現しないと。また、国会議員の先生方には、地方には交付税を増やすより補助金をつけた方がいいという構造が残る限り、幾らここで叫んでも結論が変わらないということだと思っています。やはり政治のリーダーシップで今のインセンティブメカニズムといいますか、利害関係の調整の仕組み自身が変わっていかない限りは、声を出して叫んでも遠ぼえになってしまうということにむなしさを感じております。どうなれば変わるのかと。しかし、かりにそういう政治的な発想を持っている仕組みが大きく変わったときは、変わるかもしれません。ただ正論としては、しっかり地方から声を出していきたいし、また県民の皆さんにも御理解いただけるように、可能な限り今の状況をお伝えする努力は続けてまいりたいと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。質問されたので言っておきますが、私はきちんとやっていますよ。先日も支持者の皆さんが 200 人ぐらい集まりましたので、きちんとお伝えしておきましたし、大いに世論づくりはやっていくつもりです。やはりここまでやってきた以上、今の知事の言うとおりでと思うのです。私は霞が関の構造というのはよく分かりませんが、知事はそこにおられたわけですから、対総務省と補助金に政治家が群がる構造というのは分かります。だから、それを抜本的に変えるというのは、まさに地方分権改革を徹底することだと私も思います。少なくとも 16 年間も地方交付税の法定五税の税率を変えないなんて、そんなばかばかしいことをやっていて、地方交付税特別会計に 60 兆円とかの借金を作っているではないですか。そういう裏金というか、埋蔵金の逆の話ですよ。こういう不誠実な政治、行政ではいけない。やはり国民の前に真実を明らかにしてどうしようかと。いっぱい税金を払ってもらうのか、そうでなければこうしようと。あるいは、国税を全部地方税にしてくれと。我々の地方交付税は地方の税なので、それこそ逆交付してあげるよと。国の防衛や外交、重厚・長大な公共事業といったものについては、その分をきちんと計算して逆交付してあげるよと。道州制ということを議論するのであれば、そういうことを全部改革をしてやるべきだと思うのです。その突破口の一つが地方交付税法の問題だと思うのです。知事は霞が関にいたからその辺も知っていると思いますので、ぜひ教えていただいて、一緒に力を合わせてやりましょうよ。もう一度知事の御決意をお聞きしたいと思っております。

## 知事

◎知事 基本的な考え方は全く同感でございます。ぜひとも将来にわたって安心のできる日本の社会の仕組み、ほころびを隠しながら何とか先延ばしをしていくということではなくて、明日の日本をどうつくっていくんだというような議論を国民全体で行って、そして住みやすい地域社会を作れるように頑張りたいと思います。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 力強い御決意を頂きましてありがとうございます。今日はよく合いますよね、頑張らしましょう。定額給付金の検討が決まりましたけれども、定額給付金の経済効果についてお伺いいた



します。麻生内閣は、追加経済対策として定額給付金を一人当たり1万 2,000円とか2万円、総額2兆円の給付金を決定しました。しかし、その後所得制限を設けるか設けないかとか、1,800万円を上限にするとか、訳の分からない議論をずっと続けてきています。その結果、単年度限りのばらまきでは経済効果はないと、はっきりと明言している評論家もいます。知事も、何のためにやるかよく分からない。生活支援なら対象を絞って生活に困窮している方を支援すべきだし、景気対策なら高額所得者にも使ってもらわなければならない。目的がはっきりしないから迷走していると批判しておられますが、私も全くそのとおりだと思うのです。ただ、もっと深刻なことなのではないかと思うのは、支払うだけで825億円もの経費が必要だと、それで2兆円を配るわけです。そして、これは以前にも議論したのですが、前の地域振興券のときは、いったん物かサービスに変えなければだめだということでした。ところが、今回は現金です。前の物かサービスに変えなければならないものでも、総務管理部長は30パーセントしか効果がなかったと言っていました。まして今回のような現金ということになれば、せいぜい400億円程度の効果しかないということをエコノミスト誌とかで学者が評価している状況です。そういう過去の経験から、今回の定額給付金の効果については非常に疑問視されています。ところが12月定例会で、総務管理部長が「新潟県の給付金総額は370億円で、家計調査による平均消費性向71.4パーセントで試算すると、264億円が消費に回る」と答えています。これは大きなニュースになって、新聞にもでかでか出ているわけです。こんなに効果があるのであれば大したものです。そこで知事にもお聞きしますが、国民の約8割がこれに反対しています。また、小泉元首相は公然と国会を欠席しましたし、そういう人が二人も出ている。2割程度しか消費に回らないというエコノミストの指摘もあります。そういうことからすると、消費性向71.4パーセントで試算するというのは不適當なのではないのかと。私はそう思うのですが、知事はどうお思いですか。

## 知事

◎総務管理部長 定額給付金の経済効果についてであります。給付金の効果につきましては、実際の消費動向、貯蓄や借入金返済にどれだけ回されるかによって変わってくると考えられますけれども、平均消費性向は一定の仮定のもとで理論的に計算できる方法であることから、平均消費性向を用いて試算させてもらったものです。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 私はそうは思わないです。財政政策の評価は、1990年代にいろいろなことが出ています。たしか129兆円ぐらいを使って、結果的には600兆円ぐらいの借金が増えました。しかし、残念ながら経済効果は全く出なかったのではないかと。むしろ借金を増やしてしまった。要するに、今回の定額給付金はばらまきの典型で、裁量的財政政策の典型です。今までの研究からすれば、市場の受け止め方、認識、判断、あるいは決断と行動の結果がいろいろな形で表れて、不確実性が極めて高い。経済に対する認識や政策立案から、実施に至る時間的な問題、政府内の意思決定の非合理性の問題、民主主義に内在する問題、予算の共有問題、予算編成の仕組みの問題などもあって、裁量的財政政策の適切な実施は非常に困難であると。裁量的財政政策は神のような絶対的な存在がなければ、政策的効果の波及は非常に難しいというのがほとんどです。これは財務省の研究にもたくさん出ています。むしろ年金や医療費、教育などの財源を確保し、財政政策に信頼と安心感を与えれば、非ケインズ効果も期待できて、財政が健全化することと景気の回復についても目標にできると。経済財政諮問会議の中でも、財政白書の中にも財政規律のことは明確に出ています。そういうことに全く反する数字だと思うのです。平均消費性向を当てはめて計算するというやり方については、常識から外れています。やはり適切ではなかったのではないのですか。もう一度真剣に研究して、検討し直す必要があるのではないのですか。これを県民がまともに受けていたら、とんでもないことになりますから、検討し直してくれませんか。

## 総務管理部長

◎総務管理部長 経済効果のとらえ方につきましては、いろいろな計算の仕方があるかと思いますが、昨今でも、昨年12月の時点で出したのは、先ほども申し上げたとおりでございます。シンプルではありませんけれども、分かりやすい形でどれだけ消費に回るかということを試算させてもらったものでございます。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 シンプルで分かりやすいからといって、誤った方向に誘導する場合もあるのではないですか。だから、そういった点も十分考慮していただきたい、決してとっぴなことを言っているわけではありません。この平均消費性向を当てはめる考え方も、ないとは言えませんから、それを単純に否定しているわけではないのです。少なくとも1990年代のいろいろなものを見れば分かるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。もう一つ、裁量的財政政策の話は今、言ったとおりなのですが、1990年代は、米国やEUは全く違うやり方をしたわけです。包括財政調整法を制定したり、マーストリヒト条約を結んで、財政規律を確立しています。中でもスウェーデンは、知事も言っておられましたけれども、強い福祉のために強い財政ということを目指してITを中心とする知識集約型産業への産業構造の転換を図り、教育も情報化に対応する教育を行った。そして、高度成長を成し遂げて、高所得者にも累進課税による高い負担を求めて、財政再建も経済措置も両方ともやっています。有名な非ケインズ効果ということで多くの研究論文も出ていますが、そういうことを今こそしっかりと学ぶ時期だと思うのです。知事も理想的な姿ということでスウェーデンのことを言っておられます。今回の麻生内閣の経済対策は75兆円の規模ですが、知事も、いわゆる真水がほとんどないと言っています。経済効果は焼け石に水という評価も多くあります。極端な例では、定額給付金には国民の年金、介護、医療への不安が非常に多いことから、せいぜい400億円使われればよくて、全体の経済効果は0.1パーセントであるという評価をしている経済学者もいます。歴史に学ばなければ必ず破局を迎えると思います。1990年代の我が国の典型的な財政政策を再検討する必要があると。先ほど言ったように、1990年代の我が国の財政政策は129兆円も使いました。横浜国立大学の教授の表現を借りれば、公共投資偏重型財政システムと言われていましたし、当時、新潟大学の教授だった方によれば、2003年度の決算では844兆円の債務超過で、これを返済するのに250年かかるとして、財政の持続性が損なわれていると評価されています。このように研究結果が出ているわけです。今回このようなばらまき型の裁量的な財政政策の典型が行われて、75兆円もかけるけれども、いわゆる真水がほとんどない。真水という表現がいいか悪いかは別ですが、ここでも議論されていますけれども、本当に経済に効果があるような形で行うべきだと思うのです。そういう意味で、1990年代の裁量的財政政策と公共事業について、知事の評価をもう一度お伺いしたいと思えます。

## 知事

◎知事 1990年代の財政政策の効果ですが、平成18年度経済財政白書にも載っておりますが、公的固定資本形成の分析がなされております。一定の政府支出の増加が有効需要を増加させた。これは明白でありまして、一定の効果はあったと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 もちろん道路を造れば固定資産形成にはなると思えます。ただ、財政そのものが悪くて、大幅なGDPギャップがあるときに、そういうものを作って乗数効果が表れるかといえば、乗数効果はほとんどないです。乗数効果が表れない。クラウドファンディングアウトやマンデル・フレミングの理論とか、リカードの理論を見ても分かる通り、財政がこういう状況のときに、裁量的財政政策をやっても経済効果はない。むしろ公共事業なども、費用対効果や入札制度のコストの問題、納税者の不公平感の問題など、たくさんの指摘を受けています。こういう問題を解決していかなければ、そういう効果も表れてこないという状況だと思うのです。そういうような状況で定額給付金を配れば、同時に借



金を配ったと同じというか、税金を上げると宣言しているようなものに聞こえるような、脅迫されているような受け止め方では効果がありません。信じられませんけれども、知事も公共事業によって財政の再配分機能があるとまで言っていますが、そういう認識では困るのではないかと。やはりきちんと裁量的財政政策に対する評価を与えるべき時期です。本当に危機の時期です。逆に言えば、これからの将来展望をきちんと考えていく大事なときだと思いますので、あえてこういう議論をするのです。知事はどうですか。

## 知事

◎知事 産業連関分析によりますと、新潟県の公共投資の乗数効果は 1.6 強あったと思います。これは全国平均より若干低いのですが、鉄鋼業等を県内に持っておりませんので、部材を調達した際に県外に流出する部分があるということであって、乗数効果がないという認識は間違っております。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 乗数効果の議論はこれからやりましょう。時間がなくなりましたので、次へ移らせてもらいます。県内の高校、大学の入学金や授業料の無償化について伺います。最近、子供が一人で晩ご飯を食べている場面に遭遇するようになりました。昔はおじいちゃん、おばあちゃんがおられたのですが、雑然とした裸電球の下にいるというか、本当に寒々としていて、かわいそうでなりません。いつも声をかけてくれるのですけれども、あの雰囲気では、とても勉強どころではありません。そういう状況を見ますと、昨年 12 月 8 日の新潟日報に大学入試マネープランという記事が 3 ページもので出ているのですが、これを見たら、国立大学 4 年間で 827 万円、私立大学 4 年間で 1,115 万円かかり、高校卒業までに 700 万円の貯金が必要だと書いてありました。格差が広がって、それこそ農業県であるわが県で 700 万円も貯金ができるでしょうか。一人当たり大学入学時までそれを貯金せよと言うのです。一人当たりの所得の日本一は東京都港区の 947 万円です。私が住んでいる新発田市は 282 万円ですから、665 万円も格差がついているのです。どんどん格差は広がっています。調べてみたら、日本の相対的貧困率は 14.9 で、アメリカに次いで 2 位なのです。OECD (経済協力開発機構) 諸国 30 か国の平均が 8.4 ですから、いかに格差がひどい状態になっているか証明されています。生活保護世帯は 2007 年で 111 万世帯で、この 10 年間で 2 倍近くに増えています。親の貧困や格差は教育現場にも深刻な影響が出ていると思うのです。親の収入による格差が教育格差を作り上げている。「教育格差が日本を没落させる」という本を読みました。そうしたら、最近、東京都では中学校受験を 30 パーセント以上の子供たちがやっているのです。そこへ行く子供たちは、1 年間 100 万円以上の塾の授業料というのですか、塾代を払っている。だから、親の経済力がそのまま子供の教育格差になっているとあります。今までは 15 歳が人生の岐路でしたけれども、今は 12 歳です。それこそある意味ではものの判断もつかないようなときに、親の格差がそのまま人生の格差になっているわけです。とにかく東京都の子供の 30 パーセントぐらいがそういう状況になっているわけです。私たち人間は教育的動物で教育を受けなければ人間に発達できないというようなことが言われています。それゆえに、教育を受けることはすべての人間の発達にとって必要不可欠な基本的ニーズであり、金の有り無しで、あるいは経済的条件で左右されてはならないと思うのです。人類史を調べてみますと、99 パーセントは共同体の無償教育だということです。人類の進化を促進し、人間を作り上げてきたという無償教育です。そういう考え方からすると、お金に頼る教育システムは異常ではないかと。教育を受ける権利と無償制は 18 世紀から確立し、労働権と不可欠の人間の全面的な発展の権利として、戦後、人類の普遍的な人権として世界人権宣言、あるいは国際人権規約に集約されています。もちろん日本国憲法にも教育基本法にも制定されています。教育を無償にしているのは、調べたら OECD 諸国 30 か国の中で、高校まで無償の国は 26 か国になっているのです。大学まで無償の国は 14 か国となっていて、OECD 諸国の教育費の平均は GDP の 5 パーセントになっています。ところが、我が国は 3.4 パーセントで、30 か国の中で最低です。そういうことで、ぜひ我が国も教育費の無償化を図るべきだと私は思うのです。わが県の高校の進学率は 99.7 パーセントで、日本一だと聞いています。こういう状態であれば、まず高校は無償化すべきだと思うのです。また、大学につい

ても、今回、新潟県立大学を造ったわけですが、日本全国や海外からも魅力ある大学として評価されるよう成長していただきたいわけで、県立大学も全国に率先して無償化を図るぐらいの決意があっ  
ていいと思うのです。世界の流れに乗り遅れないように無償化していくということが必要だと思います。  
知事の考えをお伺いしたいと思います。

## 知事

◎知事 今お話を聞いていて、論理が首尾一貫していないなという感じを持ちました。御説明します。  
先ほど定額給付金は効果がないから、やるべきではない。特に高額所得者は辞退すべきだというお  
考えですね。そして、今、格差が激しいとおっしゃいました。格差が激しいということは、セーフティー  
ネットを張るということです。つまり、高額所得者に対しても無償化にするということにつながるの  
ではないのですか。格差が激しいということは、負担できる人は負担すべき、負担できない人にはしっ  
かりセーフティーネットを張るという理屈になりますけれども、高額所得者も含めて全部無償化しろと  
いう論理にどうしてなるのかなど。そここのころの論理の飛躍があって、私には今の御説明は理解で  
きませんでした。したがって、やはりこれは社会の選択ということになるんだと思います。どこまで無償  
化をするのか。これは負担が伴うわけです。社会全体で負担して無償化するということなのか、それと  
もセーフティーネットをしっかり張って、この親の所得格差が人生全体に影響しないようにする社会を  
作るのか、これは国民全体で議論して決めることがらであると。私はそういうふうに思います。ちなみ  
に本県なのですけれども、私立高校についてですが、経常経費の2分の1の助成を行っておりまして、  
学費が全国で最も低い水準になっております。それから大学、これは無償化をすれば優秀な学生が  
集まるのでしょうか。やはり教育の内容を基に選択をしている学生が多いわけです。いい教育をして、  
多くの人が自分の夢がかなうと、だから新潟に来るんだという教育をしなければいけないのであって、  
無償化すればいいという議論は、私は乱暴だと思います。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 誤解があるようです。定額給付金について、私は、高額所得者は受け取るべきで  
はないとは一言も言っていません。麻生首相が言ったことを例示しただけです。少し表現が悪かった  
かもしれませんが、あのレベルの政策上という問題です。調べてみましたら、日本の幼稚園、保育園  
から大学まで無償化をすると2兆 1,000 億円かかります。定額給付金の2兆円とぴったりなのです。  
例えば子供が東京の大学へ入れば、わが県の最大の問題の一つに人口減がありますし、同時に、  
700 万円もバキュームカーみたいに吸い取られていくわけです。そこから見れば、無償化をして、それ  
こそ新潟県の中で使ってもらった方が地域経済にどれだけ効果があるか分かりません。2兆円で大  
学の無償化をするといったこともできます。今、子供のことでいちばん頭が痛いのは、やはり大学での  
授業料がたかさんかかるといことがあります。そして少子化現象が起きています。人口が増えないと  
いうこともあって、今や一人当たり所得も 18 位まで落ちてきていてはないですか。やはりわが県の  
人口問題や収入問題ということも解決していくためには、私は無償化すべきだと思います。調べてみ  
ましたら、高校まで無償化ということで、憲法を決めるときにも議論がありました。

## 建設公安委員長

○建設公安委員長 質疑時間を過ぎておりますので、まとめに入ってください。

## 佐藤浩雄委

◆佐藤浩雄委員 憲法制定のときに、教育基本法の議論の中にも出てきているのです。したがって、  
私は無償化は特別なことではないと思うのです。戦争が終わった直後から、もう日本の中でそういう  
議論がされていた。そういうことからすれば、世界の潮流に遅れないように、まさに定額給付金などと

いう無駄なことはしないで、これを全部無償化したら、どれだけ子供たちやお母さんたちが喜ぶかわかりません。そういう意味で、ぜひもう一度決意をお伺いしたいと思います。

## 建設公安委員長

○建設公安委員長 佐藤浩雄委員の質疑は終了いたしました。  
委員長を交替します。

# 平成 21 年 2 月定例会 連合委員会

03 月 19 日—04 号

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 それでは最初に、平成 21 年度当初予算に盛り込まれている経済活性化財政制度研究費の研究課題についてお伺いいたします。平成 21 年度当初予算を審議させていただきましたが、総務文教分野で経済活性化財政制度研究費の予算 200 万円が計上されておりまして、具体的なメンバーや研究課題についてお伺いいたしました。財政課長の説明では、庁外のメンバーを予定しているということですが、まだ具体化していないと。研究課題は、経済活性化のために追加経済対策は必要であるが、わが県として、どのような追加経済対策を調製すべきかを研究していただくというように御答弁いただきました。簡単に言えば、わが県の景気対策と財源について検討することだと思っております。第2次連合委員会でも申し上げましたが、国の平成 21 年度当初予算は 88 兆円で対前年度比 6.6 パーセント増、一方、地方財政計画は 82 兆円で対前年度比マイナス 1 パーセントです。このような大きなギャップがありまして、緊急を要する経済対策からすれば完全に用をなさない。オーバーキルの状態だということ。この点についてはお互いの認識が一致したと思っております。そういった点を打開するためには、緊急の経済対策というか、金融対策、雇用対策が必要なわけであって、それに伴う対策が必要であると思っております。ところが、経済活性化財政制度研究費、財源活性化のための財政制度の研究ですか、その研究課題が、わが県の需要ギャップだけを埋めるための有効な経済対策、あるいは、その財源に限るということでは極めて不十分だと私は思うのです。庁外の学者などを採用するのであれば、現在、真の地方分権時代ですし、それにふさわしい地方財政制度を含む根本的な国の税財政、税財源の在り方、財政制度の在り方も研究課題として取り組む必要があるのではないかと感じました。その点について知事のお考えをお伺いしたいと思います。

## 知事

◎知事 まず今、何をやらなければいけないのかという点につきましては、委員御指摘のとおり、地方財政計画という形でギャップがかけられている部分、これをどういうふうクリアして、新潟県の経済社会の環境に対して、少しでも県民の皆さんの暮らしが楽になるように、どうしたらいいのかということをお考えなければいけない。やはり、ここがいちばん最初に取り組まなければいけない課題だと思っております。したがって、まず、秋には追加経済対策を実施するのだと。そのための有効需要創出ということで、財政政策、金融政策のための研究をしたいと思っております。加えて、御指摘の国や地方の税財政の在り方について、本県からも地方分権を推進する観点から、国直轄事業負担金の見直しなど、さまざまな提言をしているところであります。緊急対応とは別に、こういった地方財政の在り方研究も実施したいと考えております。

## 佐藤浩雄委員



◆ **佐藤浩雄** 委員 そういうことであればよかったです。12 パーセントとか、17 パーセントといったGDPのマイナスが政府から発表されています。緊急対策として、金融のセーフティーネット、あるいは雇用対策をやるというのは緊急の課題だと思うのです。それに加えて、将来展望のある経済政策、どの分野をどのようにさせていくかということと、わが県の経済政策、あるいは緊急対策と一致することは大事だと思うのです。ただ私がいちばん心配しているのは、これも前に指摘いたしましたけれども、10年間にわたって地方財政計画の金額が8兆円も減っています。地方の歳出も8兆円ぐらい減っているし、三位一体改革の中で減ってしまっていて、平成 21 年度地方財政計画では法定五税分が18.2 パーセントも減っていて、目を覆いたくなるような惨状です。これに約5兆 1,000 億円の臨時財政対策債。この地方負担分として、2億 6,000 万円の地方債を発行しても、これをまた地方交付税で後年度の基準財政需要額に算入すると言っているわけです。だとすれば、また地方交付税に大きな負担がかかって、結局は地方歳出が抑制されていくということは変わらない基調だと思うのです。こういったことが結果的には、夕張市のあのようになってしまうのです。常任委員会の視察で夕張市も見えてきたのですが、歌志内市を見えました。驚きました。給食サービスはカットする、職員削減だとか給料削減、議員の削減、議員の歳費削減、老人センターの休止だとか生活センターの廃止、お祭りの廃止と。あるいは学校給食の統合、学校統合、ありとあらゆるものが出ていて、よくここに住んでいられるなど思うぐらいでした。聞いたところ、5年間で 12 パーセントも人口が減っていました。みんな逃げ出している。わが県の市町村にしても、例えば南魚沼市だとか胎内市だとか、数字を見ると、極めて財政的に厳しい状況になっている所がいっぱいあります。そういう状況を考えると、やはり絶対に守っていかなければならないと思うのです。やはり地方交付税制度を抜本的に変えていくということを、道州制の検討と併せて、しっかりと私たちの方から検討しなければならないと思うのです。だから中央政府に残すものとしては、中央銀行の機能とか、為替管理機能とか、あるいは防衛や外交機能程度を残して、すべての経済機能、税財源の充実確保といったものを抜本的に変える時期に来ていると私は思うのです。そういう意味では、知事とも意見が一致しています。道州制が提案されたということは、対等の責任が与えられたと認識しています。そういうことで、抜本的な税財政改革、あるいは国も含めた財政制度の在り方も研究をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。偶然なのですが、青木委員も朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故について質問されましたが、私もお願いしたいと思います。私と青木委員は全く違う角度なのですが、2月 24日に名古屋地方裁判所が、姉齒元1級建築士による耐震強度偽装事件で、建て直しを余儀なくされたセンターワンホテル半田の経営主が、建築確認をした県などに5億 1,500 万円の損害賠償請求を求めた裁判の判決を出しました。この判決では、愛知県、開業指導したコンサルタント会社に5,700 万円の支払いを命じました。この判決は、一連の耐震強度偽装事件をめぐる最初の判決ということで、建築確認をした行政の責任を認めた初の判決として、今後の同種の裁判に強い影響を与えそうだということで、非常に大きな注目を浴びています。そこで、わが県の朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故を見ますと、知事も先ほど言われたように、雨も風も上に人もいない、そういうような状況の中で自重に耐えきれず落下したものです。幸い人や路上の自動車に被害が出なかったということで幸いだったのですけれども、建築した県の責任は極めて重大だと私は思うのです。私と青木委員の二人で何回も取り上げてきましたが、当時の平山前知事と港湾空港局長は、私の構造計算書があるのかないのかという単純な質問に対して、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故調査委員会に迷惑がかかるから構造計算書の有無については答えられないとか、構造計算書に誤りがあったので修正させていたら、また誤りがあって最初の構造計算書がなくなったとか言っていました。最後は、構造計算書がないまま計画通知したことはまことに遺憾だと、構造計算書がないということを最終的に認めました。朱鷺メッセ連絡デッキの建設は、県が発注者でもあり、許可権者でもあり、建設の責任者でもあるという重大な位置にあります。しかも構造計算書の専門家がたくさんいるのに配置していないのです。県が新潟市に計画通知したということは、計画通知制度の盲点を悪用したとしか考えられない事件だったわけです。知事は就任前のことです。詳細に分からないかもしれませんが、構造計算書なしで着工したということに対して行政処分はもちろん出ていますけれども、今回、名古屋地方裁判所で行政責任を明確にしたわけですから、改めて、この点を明確にしてほしいと思うのです。県が業者を訴えて朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故の裁判は継続中ですが、構造計算書なしで計画通知をし、着工した県は、簡単に言えば加害者みたいなものです。加害者が設計図どおり設計、建設した被害者を訴えている裁判、非常に不思議な感じがします。県民がこの事件を忘れて重大な責任をごまかすために時間稼ぎをやっているのではないかとと思われるような裁判です。先ほど青木委員が言っ

たとおり、すでに5年が経過しているのに、原告、被告の主張、論点の整理がつかない状況だと新聞や雑誌に出ています。どうしてそんなことが起きるのか私は不思議でなりません。今回の名古屋地方裁判所の判決から導かれる常識的な判断とすれば、もはや県の重大な責任は逃れられないと思うのです。加害者が被害者を訴えているようなものですから、すぐに裁判はやめて、業者だって県民なのですから、きちんと話し合って正常化すべきではないかと思うのですが、知事はどうお考えですか。

## 知事

◎知事 御指摘の名古屋地方裁判所の判決ですが、これは建築確認を行った行政庁の責任を判示したものであります。設計・施工者を免責、責任を解除したという判決ではありません。したがって、今後とも裁判を通じて、県の主張の正当性と設計・施工した相手側の責任は明らかにしてまいりたいと思います。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 先ほども聞きました。ただ、設計・施工業者もいますけれども、それを計画通知したのは県です。構造計算書を確認してから新潟市に計画通知するわけですが、構造計算書がないではないですか。それをチェックする職員も配置していないではないですか。これで何をやるかというのですか。そんなものは最初から何もやらないということです。構造計算書や設計図を作成した業者にも問題はあってもいいかもしれません。それはそれで追究していただきたいと思うのですが、設計図を渡された業者にすれば、そのとおり造ったわけです。そうしたら、雨も雪も風もないときに自然に落ちたわけで、神様がいてしか考えられない事件です。業者も、まさか落ちるなんてことは考えられなかったでしょうけれども、神様がいて落としたわけです。だとすれば、構造計算書をきちんともらって、チェックをして、確認して、安全チェックをしたうえで計画通知をすべきという県の役割は全く果たされていないではないですか。行政処分はしたかもしれないけれども、相手を訴えるよりも、まず自らを正す方が先ではないですか。名古屋地方裁判所の件では、半分か程度の強度だったと、12階建てやいろいろなことで、難しい構造計算書であっても、行政はきちんと確認できたはずだと判断しているわけです。構造計算書がないのだから、いいも悪いも判断しようがないわけです。計画通知したのですから、それは明確に県の責任ですよ。その人が相手方を訴えているのですから不思議です。私にすれば、常識から外れていると思います。そういうことからすれば、私はこの裁判は取り下げるべきだと思うのですけれども、知事はどうですか。

## 知事政策局長

◎知事 今ほど申し上げましたとおり、名古屋地方裁判所の判決は、建築確認を行った行政庁の責任を判示しました。しかしながら、設計・施工者の責任を解除したものではありません。したがって、今後とも裁判を通じて県の主張の正当性と設計・施工した相手側の責任を明らかにしてまいりたいと思います。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 設計・施工者の責任を追及するのはけっこうですけれども、まずその前に身を正さねばならないでしょう。行政として建築確認をすること。しかも市町村よりも高いレベルの国、県の場合は、計画通知するときに構造計算書を添付しなくてもいいというのは建築基準法の盲点ですよ。私もこの事件が起きるまで全く知りませんでした。それを知っていた人がやったのです。そうでなければ、こういう事件は絶対に起きません。そういうことを計画的にやった。もし港湾空港局とか、現場事務所に構造計算書の専門家を配置していたら、その人は当然これはだめだと言うに決まっているものだから配置しなかったのでしょうか。そういう人事上の問題というものがたくさんあるじゃないですか。そ

れを明確にしてください。それを明確にしたうえで、例えば構造計算書の問題や、設計・施工業者に問題があったら大いにやればいいのか。わが身を正さないで、相手のことばかり批判したところで役に立たないと思います。そういう意味で、自らを律するためにも、やはり、ここは裁判を取り下げて、まず、きちんとわが身をきれいにすべきではないか。その点をはっきりさせたうえで、施工業者に問題があるのであれば、裁判でも何でもやればいいでしょう。それこそ他の残った所については和解をしたわけです。そういう方法もあるわけです。やはりわが身ということで、建築確認をした、計画通知をした主体としての県のチェックをして、初めて成り立つと思うので、その点について、もう一度お伺いします。

## 交通政策局長

◎交通政策局長 先ほど来、知事から御答弁申し上げておりますように、落下事故の直接の責任は、何も外的な要因がない中での落下事故でございますので、やはり設計・施工者の責任であろうと考えております。ただ、県といたしましても、工事発注者としての配慮が欠けていたこと、それから構造物の安全チェックの体制、手続きが十分ではなかったということにつきまして、平成16年2月と3月に関係職員の処分を行ったところであり、そういう意味では、しっかりと責任を明らかにしたと考えているところでございます。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 私は極めて不十分だと思います。ぜひ再点検をしてほしい。ここで押し問答をしても、ある意味しょうがないでしょうから、この問題は残しておきます。

もう一つは、2年間にわたって、構造計算書があるかないかという質問に対して、常に、はぐらかしていたのです。事故調査委員会に迷惑がかかるとか、あるいは最初の構造計算書が間違っていたとか、当初の構造計算書がどうだとか言って、2年間にわたって、あるともないとも答えないできました。そして最後は、構造計算書がないまま計画通知をしたという答弁になったわけです。私は、この県議会と執行部の関係、二元代表制の代表として、最初から聞いていることです。構造計算書はあったのですか、ないのですかと聞いているわけです。あるかないかぐらいのことですから、姉齒事件のように数値をごまかしたり偽造したというようなことではないわけで、事故調査委員会に調査をしないと答えられないということではないわけです。それなのに2年間にわたって答えないでいる。こんなことをしていたら、議場でのやり取りが成り立たなくなるのではないかと。お互いに二元代表制をしっかりと発展をさせていかなければならないのではないかと。地方分権時代を迎えて、我々の責任をもう一度重く受け止めるべきです。なぜこうなったのか調査をして、関係者を処分しろという意味ではないのですが、この2年間の答弁は、二元代表制という前提条件を覆すような行為だと。私は、どうしてああいう答弁になったのか、はっきり調査をしたうえで、二度とそういうことを繰り返さないために、どうやったらいいか検討すべきだと思うのですが、知事はどうお考えですか。

## 知事

◎知事 事実認識に差があると思いますので、これは交通政策局長からお答えをいたします。

## 交通政策局長

◎交通政策局長 朱鷺メッセ連絡橋の構造計算書に係る県の答弁の経緯についてであります。構造計算書につきましては、当初は、事故調査委員会における事故原因の調査に支障を来すおそれがあるとして、非公開として答弁を控えておりました。その後、調査結果が明らかにされたことから、事実関係として構造計算書を確認せずに計画通知を行った旨の答弁をしたものであります。

## 佐藤浩雄委員



◆ **佐藤浩雄** 委員 最初から構造計算書があるかないかという質問ですから、私はここで交通政策局長とディベートをやるうとは思っていません。はぐらかすようなことはやめてほしいのです。たしか、落下事故によって、私たち県民の大切な財産が約9億円ぐらい失われたはずですが、知事は、この関係で最初に答弁したときに、裁判もビジネスだと、私としては忘れられない答弁をしているのです。そういう面からすれば、裁判については、いろいろな諸条件を考えて判断すべきときに来ていると私は思います。9億円の被害を出して、そして名古屋地方裁判所の判決も出て、構造計算書そのものがないままに計画通知をしたということをしかり受け止めて、県民の利益を守っていく、県民の発展のために尽くすという二元代表制を発展させるためにも、何でこんな答弁を2年間もしなければならなかったのかを調査する必要があると思うのです。私は関係者を処分しろと言っているわけではないのです。二元代表制ということで、お互いの質問や答弁が真実に基づいて、やり取りできるようにしていただきたいと思うのですが、知事はどうですか。

## 交通政策局長

◎交通政策局長 先ほど来、答弁しておりますとおり、事故直後におきましては、飽くまでも事故調査委員会の差し障りになるということで、控えていたということでございます。決して、ないとも答弁しておりません。そういうことで、その後の事故調査委員会の結果が出た時点以降、平成16年の2月定例会以降だと思っておりますが、それ以降につきましては、明確にお答えしているという状況かと認識しております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 少しずつ記憶が戻ってきているのですけれども、構造計算に偽造があったとかということを知っているのではなくて、あるかないかを聞いているのです。そういうふうにはぐらかされるようでは困るということで、何度も質問しているのです。事故調査委員会には迷惑はかかりません。構造計算書はあるのですか、ないのですかと聞いているわけですから、今、交通政策局長が答弁していることと違います。あなたが今、答弁したようなことも私の方から聞いているのです。事故調査委員会に迷惑がかかるのかということ、かからないでしょうと。そういう中で、何回も何回もそういうことを、1年間に3回ぐらい聞いているわけですから、9回や10回は同じことを答弁したのです。もう一度、会議録を見てください。そういうことが繰り返されていていいのかということです。私とあなたが一緒になって会議録を見れば分かることです。そのやり取りの中には、質問すべきことではないとまで言ったのではないですか。そこまで言ったわけですか。質問すべきことではない、何を言っているのですかというようなことだってあったのではないですか。そういう議員の質問権を侵すようなやり取りすらあったのです。そのことをしかりと覚えていてください。今日はこれでやめますけれども、この点については、私はやめる気はありません。二元代表制をしかり発展させるために、この点については調査を要望しておきたいと思っております。

時間がなくなりましたが、平成21年度当初予算の中の事業規模と政策効果についてお伺いいたします。今回の予算には大変ご苦労されたと思っております。例えば、先ほども議論された新潟版所得保障モデル事業ですとか、電気自動車普及計画推進費とかといったところに皆さんの苦労が見えますし、評価すべきものもたくさんあります。しかし、100年に一度の恐慌を迎えているわけですので、これに対する緊急的な対策が必要だと思うのです。常任委員会でも聞いたのですが、例えば、障害者職場実習支援事業144万円とか、レジ袋削減県民運動推進事業81万円、耕作放棄地活用モデル事業100万円という事業がいっぱい並んでいるのです。私は必要ないということを知っているのではなくて、むしろ効果のあるものに選択と集中ということで、それこそ集中すべきではないかとお聞きしましたら、答弁は芽出しの事業もたくさんありますという答弁でした。例えば、防災立県として、集中して県立高校の校舎を完全に耐震化するとか、あるいは電気自動車普及協議会なんかもできたようですが、電気自動車に集中する、また新エネルギーに集中するのなら、そこに集中するという選択があってもいいのではないかと。その点では、どれだけの政策効果があるのか。芽出しの事業ではタイムラグの問題もあるわけですし、この予算の効果について少し疑問を感じるわけです。知事はその点について、どのようにお考えなのか、お伺いします。

## 知事

◎知事 新年度当初予算案の事業規模と施策効果ということなのですが、新年度の予算案について、どのような構造でできているかと言いますと、政策プランの実現に向けまして、産業、医療、福祉等の各分野で重点的な施策に取り組むことといたしております。そして今、小粒だと言われて、そういうふうに取り取るのかと思いましたが、施策の実施は、お金をまくことだけが政策ではないのです。いわゆるざる予算事業というものは何なのか、要は豆腐のにがりのように、今ある施策を有効に活用して最大限効果を発揮させるという施策もあるわけなのです。一つ例を申し上げます。中心市街地の活性化について、これは中心市街地活性化協議会設置等の支援事業で100万円を提示しておりますが、その関連予算を総合的に動かすために盛っているわけでありまして、合計で言うと、6億7,300万円の予算を動かすための施策費として計上しているわけです。この協議会等を設置することが政策目的であって、お金を配ることだけが政策だと思ったら、新潟県はよくできないと思うのです。そうではないのです。今、持っている能力、例えば県庁で言えば、調達能力というものを持っています。これらが発揮できるように、施策を横ぐしにつないでいくための予算を盛っているのが、今回の新年度予算ということです。県予算全体として、施策事業が相互に補完し合い、より効果が発揮できるよう、部局横断的な予算編成をしたと。そのための調整費が盛られているということでもあります。さらに申し上げますと、これは予算だけではありません。国の施策を変えていくということも県民の暮らしを改善していくために大変重要なことですし、条例をどういうふうに活用していくのか。それから情報公開をどういうふうに進めていくのか。施策効果を発現させるための知恵というものをどういうふうに使っていくのか。お金をまけばすべて解決するほど世の中は単純ではないということで、予算編成を行ったところであります。

## 総務文教委員長

○総務文教委員長 佐藤浩雄委員の質疑は終了いたしました。  
これにて、連合委員会を閉会いたします。

# 平成 21 年 6 月定例会 連合委員会 07 月 01 日—02 号

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 一般質問の通告をいたしました。認められませんでしたので、連合委員会で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初に、国の経済財政政策について、お伺いいたします。国が経済危機を克服するために、赤字国債を含む10兆8,000億円の国債を財源とする、15兆円規模の補正予算が通過いたしました。また、国民の7割が反対した定額給付金についても、すでに2兆円の原資を使って配られています。また、休日には、高速道路がETC搭載車は1,000円で乗り放題で、史上最大の大渋滞を起こし、車による外部不経済が発生したと思います。それこそ、地球環境にダメージを与えながら実行されています。

定額給付金の2兆円の財源はいわゆる埋蔵金を使ったと言っていますけれども、政府発表の国の債務残高は平成20年度末で846兆円です。GDP比は174パーセントと、先進国中では最悪です。こうした膨大な赤字財政下で、埋蔵金などは存在しているわけがなく、特別会計などにある積立金などを使えば、財政赤字を増大することになることは間違いありません。埋蔵金といえども、要するに、使えば借金です。しかも、本年度の当初予算と大型補正予算で、税収を上回る約44兆円の国債の発行が予測されており、今年度中にも国の債務残高は900兆円を突破するのではないかとされています。こうした事態を受けて、ほとんどの財政学者は、日本の財政の持続可能性はないと判断しています。このような経済財政危機の中で、いわゆる骨太の方針2009では、2011年度までの

プライマリー・バランスの黒字化を断念いたしました。また、中期プログラムの中で、消費税を含む税制の抜本改革が示されて、経済財政諮問会議の中で消費税率の12パーセントへの引き上げが議論されています。こうした増税への懸念があっては経済対策が有効化せず、幾ら経済対策を講じて消費を拡大しようとしても、国民は将来への増税の不安から消費を抑えるため、決して民間消費は拡大しないと思います。むしろ、雇用や金融、医療、福祉、年金、あるいは、先進国中最低と言われている教育の充実を図って、国民生活が安定できるような、生活面の不安を取り除く政策をしっかりとやっていく必要があると思うのです。知事は、こうした国の経済財政対策に対して、どのような御判断か、お伺いいたします。

## 知事

◎知事 今回、国の緊急経済対策が策定されましたのは、昨年発生いたしましたリーマンショック以降の世界金融危機に端を発して、日本が世界でもっとも影響を受けた国になったところから来ているということでもあります。

まず、前提をよく確認する必要があると思います。今回の日本の不況とは一体何なのかということなのですが、一言で言うと、消費が減ったから不況になったわけではありません。今回の不況は、自動車、電機等、輸出の主力産業が円高によって為替差損を被ったということが大変大きいわけです。そして、サブプライムローン問題の発祥の地、アメリカにおける内需の急速な縮小と逆資産効果による需要の減退を見越した生産調整を前倒してやったということが重なったために、企業に先行き不安感が広がり設備投資を抑えたということが、日本経済の悪化に拍車をかけたということでもあります。

もう一度言いますが、主因は消費が減ったということではないのです。数字で申し上げますと、直近のGDP速報では、実質で前期比マイナス3.8パーセントのマイナス成長になっていますが、この内、外需が減った部分が1.4パーセントで、民間設備投資は1.3パーセント減りました。個人消費分は0.6パーセントということです。比率で言うと、3.8パーセントの内の15パーセント分しか消費には影響していないということになります。したがって、今回の不況から脱するためには、消費の問題を取り上げても説明力は15パーセントしかないということになります。今回の不況から脱却するために足りないものは、有効需要です。外需と設備投資を中心とする需要の急減が今の経済変調を招いているという認識で対策は打たれなければならないと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆佐藤浩雄委員 そのとおりだと思います。

ただ、問題は、ではアメリカの需要が回復するのを待っているのですかということです。少なくとも、日本の経済財政政策は、日本国内において影響を及ぼすものです。今の分析ですと、アメリカやEUは家計の余力を失いますから、これからひどい状況になると予測されています。しかも、日本の家計においてもです。そうして、国際協調で400兆円くらい投資したでしょうか。日本も今回は、15兆円規模の補正予算を組んでいますけれども、それは最終的には有効需要を作り出そうとしている共同歩調の一つだと思うのです。

しかし、日本の場合は、政府発表で1—3月期だけで45兆円ですか、需給ギャップが生まれていると。そういうものを解消するとして今回の15兆円の補正予算が組まれているのでしょうか。そういうことからすれば、そのことを知事は明確に否定すべきだと思うのです。知事の分析では、正に今の補正予算は間違いです。そこを明確にしてください。

## 知事

◎知事 補正予算は、前々から申し上げますとおり、スピードと規模が大切ということです。スピード面では遅れたという認識を持っています。GDPの需要項目は何があるかということ、消費と投資と政府支出、それから、輸出入の差額が需要項目のすべてということでもあります。今回、輸出入の差



の純輸出の部分の需要がはげ落ちているのと、設備投資の部分の需要が大きく落ち込んでいるわけですから、GDPギャップを埋めるだけの財政出動を政府がしない限りは、この不況を脱することはできない構造になっているということで、もっと規模が大きかった方がいいというふうに私は思います。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄**委員 確かに、1—3月期の政府発表では45兆円のGDPギャップがあると公表されています。それでは、45兆円の予算を組めばいいのですか。そんな単純にはならないわけです。確かに、ヨーロッパはマーストリヒト条約で財政を黒字にしてきて、今、大幅な赤字にしても財政出動できます。しかし、日本ができるかという、できない状況です。それこそ、この間の財政政策の大失敗が、逆を言えば景気の足を引っ張っているのではないのでしょうか。そういう限界のある中でこういうものが出てきて、GDPギャップをできるだけ埋めたいとする意図はそれなりに分かるのですけれども、政策のタイムラグやいろいろな要素によって、この効果は非常に少ないと思います。

あとで一つ一つ点検しますが、非常に問題があります。そういった問題が今の補正予算にあるのではないかと思います。その負担が、最終的には地方財政計画で、回り回って県財政に戻ってくるわけですから、知事ははっきりとこの補正予算、あるいは経済対策に対して物申すべきです。知事の方針からすれば今の補正予算は間違いだという結論になると思うのです。そこははっきりした方がいいのではないのでしょうか。

## 知事

◎知事 委員は前提を間違えておられます。

何が問題かという、日本は世界でも珍しい黒字国なのです。なぜ黒字国の国民が貧乏にあえがなければならないのか。輸出で稼いだお金が海外に流出していくからです。なぜ国内の需要に振り向けないのか。なぜ輸出が減ってしまったのか。円高を放置したからです。昨年の秋には1ドル110円台でした。それが1ドル90円になるまで何ら介入をせず放置した。その結果、主力輸出産業が巨額の為替差損を被った。特に自動車、電機はピラミッド型の生産構造を持っています。そこが引き金になって、中小、下請けに波及して、これがいわゆる派遣切りにつながり、労働者の働く場を奪っていったという構造になっているわけです。

もともと貿易黒字を抱え、そして資産を持っている国がなぜそんな苦渋をなめなければならないのか。マクロ経済財政政策が間違っているからです。本来であれば内需に振り向けるべきものを十分振り向けることができているがために、少くも円の価値を棄損してでも円安に誘導すべきなのです。円安に誘導すると、価格競争力が出てきて外需が増えるわけです。さらに言うと、委員が言われているのは、債務の総額だけお話をしていますが、日本政府というのは、資産も世界に冠たるだけ持っているわけです。資産と負債のバランスで議論しなければならないのに、債務の額だけ言ってお金がない、お金がないと言っているという、とてもこっけいな姿になっているということです。

米国を考えてみれば、自国内で国債を消化することができないわけです。したがって、中国との外交、日本との外交が大変重要な役割を持っているわけです。日本は国内で国債を消化しようと思えばできるわけです。さらに、日本銀行で引き受けるという手段も残っています。現実には、年間約20兆円の引き受けをこれからするということになるわけですが、通貨価値が若干下がるくらいのことや、国内に需要を創出するという事は物理的には可能であって、ほかに打つ手がないというのは、あまりにも視野が狭い、どちらかという宣伝です。思い込みをさせられている。先入観を持って考えすぎているということだと思います。今、日本はマクロ金融経済政策という手段を持っているので、大胆にその手段を行使して、国内が豊かになるような対策を執るべきであると私は考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄**委員 私もその点は同意すべきものがたくさんあります。

1990年代に財政政策で、少なくとも200兆円以上を使ったと思います。しかし、景気は全くよくなり

ませんでした。しかも、格差は、平均所得で言えば港区が 947 万円ですが、私の地元の新発田市は 282 万円です。650 万円以上の差がつかました。また、ご存じのとおり、1,400 兆円はあるという個人資産の内、恐らく 500 兆円は定期預金などになっていると思いますが、この 10 年間のゼロ金利政策によって、4パーセントの金利で計算をして、年間 20 兆円、10 年間で 200 兆円を家計からむさぼり取って、不良債権処理や企業がみんな持っていったじゃないですか。要するに、こういう経済財政政策は、本当に情けないけれども、政治の失敗です。それから、知事の言っているとおり、為替の問題も的確に対応できない。これも正に我が国の政治の失敗です。そういうことが最大の原因になっていることはよく分かります。だからこそ、具体的に出されている補正予算もきちんと判断してやったらいいのではないですか。需給ギャップがどんどん増えていくようなやり方では、県民が大変です。昨日発表された有効求人倍率は 0.44 で、史上最悪です。そのしわ寄せを全部県民が背負っているわけです。

今まで 10 年間なり 20 年間やった為政者が本当に責任を執っているのですか。執っていないのです。そのうえ、また今回の補正のように赤字国債や埋蔵金を使って、15 兆円という訳の分からないことをやっている。しかも、46 もある基金をこれから 3 年間で使うと。景気への効果のない一つの理論としてタイムラグがありますけれども、タイムラグを実行しているようなものではないですか。こういうやり方を補正予算の中にたくさん組み込んできています。そういうやり方では、国民、県民は救われなと思うのです。私は知事の言うとおりでと思うのです。ぜひそういう意味で、知事の判断で、国の補正予算に対して明確に言うべきときが来たのではないかと思います。直轄事業負担金から何から勇気を持って言ってくれているのですから、大いに拍手かっさいです。同じように、この問題についても、知事は政治的判断をはっきりと示した方がいいのではないですか。

## 知事

◎知事 従前から示しております。

## 佐藤浩雄委員

◆**佐藤浩雄**委員 この問題はまた大いに議論しましょう。

では、定額給付金の効果についてお伺いします。先ほど申し上げましたが、国民の 7 割が定額給付金について反対しました。もちろん、お金をもらって嫌な人はいないでしょう。それは当たり前のことです。6 月 16 日の日本経済新聞の報道には、消費に回った分は 40 パーセント程度と出ておりました。今回の定額給付金の消化には、地方自治体や商工会議所など、いろいろな団体が商品券を使って、1 万円が 1 万 2,000 円分買えるとか、消化するために大変な努力をしていました。それでも 40 パーセントです。しかし、これだけの数字ですと、定額給付金は借金を増やしただけということになるのではないのでしょうか。しかも、国民の 7 割が反対していたのに、強引に押し切ってきたわけです。

もう一つ、私もここで前総務管理部長と議論したことをよく覚えています。こういうやり方ではよくならないのだということをご指摘しました。前部長は、平均消費性向を 71.4 パーセントとして、大丈夫だと何回も言っています。その結果、新潟日報にでかでかと、264 億円の効果があると記事が出たわけです。264 億円もあったのかどうか、お伺いします。

## 総務管理部長

◎総務管理部長 定額給付金の実際の経済効果についてでありますけれども、これにつきましては、現在、内閣府で全国約 2 万 2,000 世帯を対象に、定額給付金の使用状況や購入した商品、サービスの内容等の調査を行っているところでございまして、現時点では不明であるという状況でございます。

## 佐藤浩雄委員

◆**佐藤浩雄**委員 日本経済新聞の記事によれば、消費に回った分は 40 パーセントです。その内、純粋に新たな消費と思われると書いてあるのは 42 パーセントです。そうすると、約 2 割です。定額給付金の本県への給付額 370 億円の約 2 割ですから、計算すると 60 億円程度です。これでは、ねらった効果とは、ほど遠い状況なのではないでしょうか。確かに、まだ調査していないという言い方ですが、先が見えているのではないですか。始めからこういうばらまきのやり方では、先ほども言いましたけれども、有効求人倍率、家計における負担、あるいは東京都と新潟県の所得格差の問題などいろいろな問題があるわけです。それから、消費税率を 12 パーセントに上げるという議論をしているわけです。そういうマイナスの中で、よくも 71.4 パーセントも消費するなど計算してみたものですね。こういう計算そのものが間違いだと何回も言ったでしょう。それでもこれを通したわけです。そういう面での責任は重いです。その点はどうですか。

## 総務管理部長

◎総務管理部長 定額給付金の経済効果に関しましては、さまざまな見解があるということは承知しております。貯蓄や返済金にどれだけ回るか、あるいは、実際の消費動向によって変わってくるというものでございます。県といたしましては、どれだけ消費に回るかという点に着目したうえで、給付金が家計調査の平均消費性向並みに消費されると仮定して、昨年 12 月定例会で試算値としてお答えしたものでございます。仮定値とお断りしたうえで試算を行っておりますので、県の責任という御指摘は当たらないのではないかと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆**佐藤浩雄**委員 当時の国民の調査では、7 割の人が反対しているのです。それはなぜかという、地域振興券のときの経験があるからで、その経験からこういうことを言っているわけです。どれだけの効果があるのかということは、あの場で当時の部長と議論して総括したはずですが、だとすれば、こういう数字を使ったりするべきではないのです。もっと慎重に分析するべきなのです。むしろ、政府に対してこういうことは効果がないと意見を上げるくらいの姿勢でなければならぬでしょう。そうではなくて、唯々諾々として実行するばかりか、その片棒を担ぐようなやり方はやめるべきだという議論を議場でしたじゃないですか。少なくとも、そういう面での責任はあると思います。これからは、裁量的な財政政策の典型ともいえるべきばらまきが行われるときは、地方自治体として県民に責任を持つという意味で、慎重に分析するべきだと思うので、こういう事態が起きたのは、私はある意味では当然のことだと思っているのです。ぜひ、そういった点について、これからは慎重に分析していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に財政政策についてお伺いします。財政政策については、裁量的にいつでも赤字国債や県債を頼りにするのではなくて、ルールと目標と責任を明確にした財政政策にするべきだと思って、この場で展開してまいりました。今回のリーマンショックを受けて、なおさら私はそう思います。また、2011 年度までのプライマリー・バランスの黒字化を図るいわゆる骨太の方針 2006 の原則も否定されました。そして、財政健全化も凍結されています。そうしますと、今までのいわゆる骨太の方針などというやり方は失敗したことになります。ヨーロッパが執ってきたように、ルールと目標と責任を明確にした、ヨーロッパではマーストリヒト条約という国際条約まで結んでやっているわけですから、国民に責任を持つ財政政策をやるべきだということが今回の教訓ではないかと思うのですが、知事はどのようにお考えですか。

## 知事

◎知事 昨日、有効求人倍率が史上最低という段階に至りました。現在の景気状況において、財政を優先する経済政策は許されないと。国民生活の方が財政よりも大事であると考えております。まずは、緊急にこの経済状況から脱却するために、国及び地方自治体はその役割を果たすべきであると考えております。



## 佐藤浩雄委員

◆**佐藤浩雄**委員 当たり前のことだと思います。マーストリヒト条約にも、危機の場合はそういう対応をするということが条項の中にきちんとあります。ルール、目標、責任を明確にすればするほど、そういう弾力条項も入れていかなければならないのは当たり前のことです。それは特別なことではないのです。したがって、そういう政策的なきちんとしたことをやっていかなければならないと私は思います。今、知事が言ったことは正しいのです。私は否定はしません。ただ、その前提となる政策をきちんと確立していただきたいということをお願いいたします。

次に、すでにここで何回も議論されていますが、国直轄事業負担金についてお伺いいたします。地方財政法第12条に規定されていますし、第17条の2第2項に規定されています。第17条の2第3項で直轄事業負担金に不服があるときには異議申し立てをできるとなっていて、それを活用して、地方6団体が直轄事業負担金の廃止を求めているわけです。また、全国知事会の直轄事業負担金問題プロジェクトチームがさらに分析をして、退職金や庁舎・宿舍まで負担しているのは問題だということで、廃止を求めているわけです。知事も同じ考え方ですので、私も全く異論はありません。この原則的なことについては、今まで随分きちんとしていますから、答弁は必要ないと思います。

ただ、わが県も各市町村に負担金を求めているというところがどうも理解できないのです。国に対して、負担金をやめるべきだと言うのであれば、市町村に求めている負担金も県はやめるべきではないか。むしろ、そうやって襟を正した方がすっきりするのではないかと思うのですが、その点はどうか。

## 知事

◎知事 市川議員の代表質問にお答えしたとおりです。国の補助事業における経費の基準に照らしまして、市町村から負担を頂いていると。この国は、中央集権で上意下達になっているのです。したがって、県と市町村だけの関係で解決できる問題ではないので、国の直轄事業負担金の問題を解決する中で、国、広域自治体、基礎的自治体の役割をはっきりする中で、この問題を解消していきたいと思います。国の補助制度、そして国と地方自治体との在り方といったものの見直しの中で、御指摘のような方向に向けて頑張っていきたいと思います。

## 佐藤浩雄委

◆**佐藤浩雄**委員 国の直轄事業負担金について、地方が利益を受けているからその分を払えという論理ですが、私は非常におかしいと思います。私たちも国税を払っているのですから、利益を受けるのは当たり前なことなのです。あるいは、市町村民が県税を払っているのだから、県の事業に対して利益を受けるのは、ある意味では当然なのです。そこに特別負担金を求める考え方そのものがおかしいわけです。

知事は、直轄事業負担金で全国に火をつけたというのは変な言い方かもしれませんが、リーダーです。そういう意味で、私は尊敬します。直轄事業負担金問題を解決していこうという姿勢を見せたりリーダーとしての知事の姿勢は素晴らしいと思います。市町村に対する負担金も、この際、リーダーにふさわしく整理した方がいいのではないですか。その方が国に対して言うにもすっきりしているのではないですか。ぜひ、そういうきれいな、すっきりした格好で国とけんかをしてほしいと思いますが、どうですか。

## 知事

◎知事 今ほど申し上げたとおり、すっきりした形でやりたいと思っています。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄**委員 ぜひ、すっきりしてやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、同じことなのでしょうけれども、北陸新幹線の建設負担金問題についてお伺いします。ここでもすでに何回か議論されていますので、大体分かりますが、知事が、220億円の建設負担金増額分について説明がないということで、支払いを保留してきたことは正しいと思います。ところが、5月29日に、私たちから見ると全然分からないのですが、急遽(きゅうきょ)方針を転換して42億円払うことになりました。新聞を見ると、県の幹部も訳が分からないという発言をしているわけです。今までの路線からすれば、220億円の建設負担金の増額について全く説明を受けていないので、だめですと言ってきたわけだから、当然、その線を通すべきではなかったかと思うのです。ところが、転換されたわけですから、そこにはいろいろな政治的なことや、新聞では、北陸新幹線沿線の自治体のプレッシャーがあったのではないかとか、いろいろなことを言われていますけれども、真実はどうだったのでしょうか。そして、どういう判断で転換されたのか、お伺いしたいと思います。

## 知事

◎知事 御指摘の当日、初めて国土交通省から本県への配分額の提示がありました。先ほどから何度も申し上げていますが、そもそも、首長がすべて決めることができる体制にはなっていません。地方自治体は予算を作る際、議会に御説明し、県民の皆さんの御理解を得て、予算を執行しなければならぬわけです。ところが、何に使うかも分からない、総額も分からないけれども受けるかどうか返事をしろという話であったわけです。しかし、少なくとも、総額について、その日に提示があったのです。それも緊急経済対策として実施する額の配分があったのです。これを断るという状況でしょうかと考えると、先ほども申し上げましたように、有効求人倍率が史上最低というところまで来ている中で、問題はありますが、内容が分からない部分はいったん棚上げして、国の緊急経済対策に協力するという判断をしたということでもあります。

この事業を行うこととは別に、引き続き、一体どういう事業をやるのか、なぜ突然220億円も増えるのかといった説明は求めてまいります。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄**委員 緊急経済対策で対応したと。しかし、今まで知事はこの問題について、内容も分からないまま工事をして、その負担金を求められる。県議会にも説明ができない。異常中の異常だと小山委員に言っているのです。新幹線の整備は後回しにされたうえに負担金だけを求められる。こういうことでは首長の責任は持てないのだと。原則から大幅に外れている、とんでもないことだという姿勢を私は信頼していました。緊急経済対策という理由は分かりました。しかし、私たちが見ていると、総額についてはほとんど知らされていないのです。分からないのです。45億円ですか、緊急経済対策で出したというのなら、まだ分かるのですが、この前、負担金額の提示があったわけですから、説明資料などがあって私たちも理解できるのなら分かりますけれども、全く分からないのです。その点はどうかのですか。もし、分からないのであれば、知事のこれまでの政治姿勢を通して、頑張った方がよかったのではないですか。それで一挙に解決した方がよかったのではないですか。

## 国際課長

◎知事 先ほどから申し上げておりますとおり、現在の経済状況は大変厳しいと。委員の質問の冒頭にも、経済問題を取り上げておられたと思います。そういった中で、原則論はありますけれども、緊急経済対策として実施するというものについて、いったん棚上げをするという判断が原則から大きく離れてしまうということでもないと思っています。いずれにせよ、中身、それから進め方については、改

善が必要なことだと思っています。緊急経済対策ですべて改善しなければならないほど切迫性はないと。何十年にわたって本県議会議員も賛成してこられております。中身の分からない直轄事業負担金の計上を今回の緊急経済対策のみ反対しろというのは、姿勢が一貫されていないのではないかとことも言えると思います。長期戦も覚悟の上、制度を見直していくということは、私はありうることだと考えております。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 政策決定権を持つのは私たち県議会ですから、そういう意味で、知事からの御指摘を受けて、私も反省しなければなりません。深刻に受け止めます。それゆえに、しっかりやっていきたいと思っています。

では、これからの展望をどうやって切り開きますか。この問題は分かりました。今は緊急時だと、100年に一度の恐慌だということで、これを打開するために、経済対策の一環としてこれをいったん受け入れて、42億円を支払うということは分かりました。しかし、この問題に取りかかったわけですが、これからどのように進めていくのですか。知事の決意と、将来どういう形で進んでいくのか、筋道があったらお聞かせ願いたいと思います。

## 知事

◎ 知事 やはり、この日本を覆っている閉塞（へいそく）感を払拭（ふっしょく）していくために、精いっぱい力を出していかなければならないと思っています。県議会で議員を長年務めてこられてお感じになっていると思いますけれども、県で判断できない項目があまりにも多すぎるではありませんか。地元住民の声と関係なく、国の義務づけ、枠づけといった中で予算編成をせざるをえない。そして、政策の実験すら難しい。本当であれば、いろいろな地域で、自分たちの地域に合った政策を打ち出してみる。成功したら、あそこの地方は成功しているのだから、うちもやろうじゃないかという話になるわけです。ところが、全国一律、東京で規制されて、これ以上のことはやってはいけませんということで、名ばかりの地方自治をやっているというのが現実の姿だと思います。したがって、こういう状況を直していくために、しっかりとした理念、そして、先ほどほかの委員からも質問がありましたけれども、住民の皆さんが分かるようなテーマで、住民の皆さんと一緒に、自分たちの地域づくりをしていくという取組を進めていくということが重要だと思っています。

委員は、私に一生懸命言えればすべてコントロールできると錯覚されているかもしれませんが、言うべき相手が違うのではないのでしょうか。私にどなり声を出しても世の中は変わらないです。一緒に行動して、住民の支持を得なければならない。それが政治家ではないかと私は思っています。ぜひ、委員と一緒に地方自治、住民のための政治ができるように頑張ってもらいたいと思います。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄** 委員 ありがとうございます。御指導いただきました。しっかりと受け止めてやっていきたいと思っています。これからゆっくり、知事とその辺のところをしっかりと議論しながらかかりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、地上設備の建設、いわゆる「その2認可」というものですが、これは同意していないと聞いています。先ほどの話でもいろいろな問題が出てくるのですが、もし同意しなければ、45億円の配分が全額なくなるというような報道がされていますが、この点についてはどうなるのでしょうか。

## 交通政策局長

◎ 交通政策局長 国の補正予算についてでありますけれども、国は、今回の補正予算による工事の前倒しに当たりまして、融雪装置や変電所等の建築工事などにも着手したいとしており、そのために、工事実施計画の認可、いわゆる「その2認可」が必要であることから、本県に対して、認



可手続きに応じるよう回答を求めているところでもあります。県としましては、地元には波及効果が大きい土木事業の優先実施をお願いするとともに、北陸新幹線の金沢開業に伴い、信越本線・北陸本線の優等列車の廃止が懸念される中、例えば、長岡・糸魚川間をフリーゲージの直通列車による新幹線との接続なども考慮する必要があり、現段階では、いわゆる「その2認可」については慎重に対処する必要があると考えております。

なお、要調整分として本県に提示されている45億円の配分がいわゆる「その2認可」への同意を前提として、同意しなければ全額配分されないかどうかについては、説明は受けておりません。

## 佐藤浩雄委員

◆ **佐藤浩雄**委員 JRからのリース料を直接いただいて並行在来線に充てたいというのが知事の考え方ですが、現時点では、停車駅も含めてゼロ回答だということでもあります。そのほかに、建設負担金の90パーセントは起債が認められ、地方交付税でその45パーセントが措置されているでしょう。現在、モーダルシフトを一生懸命やっているわけですし、北陸本線では毎日多くの貨物が動いていますが、その使用料もあるわけです。そういう細かいところまで分析されてこういう問題提起をされているのか、お伺いしたいと思います。

## 知事

◎知事 北陸新幹線の貸付料は、現行制度のままやってくれということを行っているわけではありません。さまざまな建設時期、場所によって政治決着がなされてきたうえで現在の制度ができ上がっています。今後新しくできる路線のものをどうするかという部分について、新たな意思決定をするときに、原則論に従ってやっていただきたいということでもあります。地域にメリットがあるから負担を求めるのであれば、そのメリットにふさわしいものをしっかりと国で措置していただくことを求めてまいりたいと考えております。

## 厚生環境委員長

○厚生環境委員長 佐藤浩雄委員の質疑は終了いたしました。  
委員長を交替いたします。